

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第39号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項本文中「6月」の次に「及び12月」を加え、「、12月に支給する場合においては100分の120」を削り、同項ただし書中「6月」の次に「及び12月」を加え、「、12月に支給する場合においては100分の100」を削り、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合においては100分の60」を「100分の95」とあるのは「100分の55」に改める。

第29条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項本文中「及び12月」を削り、「100分の115」を「100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」に改め、同項ただし書中「及び12月」を削り、「100分の95」を「100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。